

令和2年8月26日

会員各位

一般社団法人愛知県自動車整備振興会

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

【新型コロナウイルス関連】

前略 新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検の取扱いにつきましては、令和2年4月3日付及び5月14日付で会員ページにてお知らせしておりますが、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの適用期間を令和2年12月31日まで延長することとする旨、国土交通省より日整連あてに別紙の事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

草々

事務連絡
令和2年8月25日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課
整備班長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和2年5月12日付け国自安第11号、国自旅第44号、国自整第27号により、その取扱いを令和2年9月30日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、別添により、本取扱いを令和2年12月31日までとしましたので、連絡いたします。

別 添

国自安第68号
国自旅第174号
国自整第134号
令和2年8月24日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和2年5月12日付け国自安第11号、国自旅第44号、国自整第27号により、その取扱いを令和2年9月30日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いを令和2年12月31日までとしますのぞ知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和2年9月30日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を同年12月31日までと読み替えるものとします。

なお、本通達は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛に通知していることを申し添

えます。

業 務 連 絡
令和2年4月2日

自動車整備振興会
各 自動車整備商工組合 御中
道内整備協同組合

一 般 社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について【新型コロナウイルス関連】

前略 自動車の使用者は、原則、当該自動車を抹消しない限り、道路運送車両法第48条により定期点検の実施義務がかかるところです。

今般、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、稼働しない事業用自動車を抹消登録せずに保有されている事業者が多数いる状況とバス、タクシー事業の輸送手段としての高い公共性に鑑みて、このような車両については一時抹消登録された車両と同様、運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施の義務はかからないものとした旨、国土交通省より当会あてに別紙の事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

草々

(本件に関する問合せ：日整連 事業部 根本、與戸)

事務連絡
令和2年4月2日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課
点検整備推進対策官

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について

自動車の使用者は、原則、当該自動車を抹消しない限り、道路運送車両法第48条により定期点検の実施義務がかかるところです

今般、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、バス、タクシー及びハイヤーの利用者が減少しているなか、これらの交通機関は、事態が改善され次第、早急に通常の輸送力を確保する必要があるため、稼働しない事業用自動車を抹消登録せずに保有されている事業者が多数いるものと承知しています。このような状況を踏まえ、今般の新型コロナウイルス感染症拡大が当該業界に及ぼす深刻な影響やバス、タクシー事業の輸送手段としての高い公共性に鑑みて、別添の取扱いにより、一時抹消登録された車両と同様、運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施の義務はかからないものとし、連絡いたします。

別 添

国自安第215号
国自旅第333号
国自整第357号
令和2年3月31日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長
旅客課長
整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について

自動車の使用者は、道路運送車両法第48条により、定期点検を行わなければならないとされ、原則、当該自動車を抹消登録しない限り実施の義務がかかります。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、バス、タクシー及びハイヤーの利用者が減少しているなか、これらの交通機関は、事態が改善され次第、早急に通常の輸送力を確保する必要があるため、稼働しない事業用自動車を抹消登録せずに保有されている事業者が多数いるものと承知しています。

このような状況を踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症のバス、タクシー業界に及ぼす深刻な影響やバス、タクシー事業の輸送手段としての高い公共性に鑑みて、旅客自動車運送事業者が保有する事業用自動車の定期点検について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

なお、本通達は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛に通知していることを申し添えます。

記

1. 定期点検の義務の取扱い

以下の全ての要件を満たす場合については、一時抹消登録された車両と同様、

運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施の義務はかからないものとする。

- (1) 管轄する地方運輸支局輸送担当部門へ該当する車両の登録番号等、休車期間及び休車開始時の総走行距離を記載したリストを提出する。
- (2) 休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させる。

2. 注意事項

届出後、休車期間を変更することとなった場合は、遅滞なく管轄する運輸局に変更したリストを提出することとする。なお、リストの変更が未手続の状態、事業用自動車の稼働が確認されたときは、道路運送法第31条に基づく所要の措置を執る場合がある。

3. 本取扱いの適用期間

令和2年6月30日までとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ適用期間を延長することがある。

業 務 連 絡
令和2年5月14日

自動車整備振興会
各 自動車整備商工組合 御中
道内整備協同組合

一 般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）

【新型コロナウイルス関連】

前略 新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検の取扱いにつきましては、業務連絡（令和2年4月2日付）でお知らせしましたが、今般、政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの適用期間を令和2年9月30日まで延長することとした旨、国土交通省より当会あてに別紙の事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

草々

（本件に関する問合せ：日整連 事業部 志村、根本、與戸、遠藤）

事務連絡
令和2年5月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課
点検整備推進対策官

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について、令和2年4月2日付け事務連絡により連絡しているところです。

今般、政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、別添により本取扱いの適用期間を令和2年9月30日までとしましたので、連絡いたします。

別 添

国自安第 1 1 号
国自旅第 4 4 号
国自整第 2 7 号
令和 2 年 5 月 1 2 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長
旅客課長
整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和 2 年 3 月 3 1 日付け国自安第 2 1 5 号、国自旅第 3 3 3 号、国自整第 3 5 7 号により通知しているところです。

今般、政府の緊急事態宣言が 5 月 3 1 日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの適用期間を令和 2 年 9 月 3 0 日までとしますのぞ知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和 2 年 6 月 3 0 日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を同年 9 月 3 0 日までと読み替えるものとします。

なお、本通達は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛に通知していることを申し添えます。